

≪相続マメ知識⑪≫ 相続放棄について

相続が発生した場合、すぐに頭に浮かんでくるのが相続財産をどう取得するかではないでしょうか？ところで、相続財産には不動産や預貯金等の財産の他に借金等の負債も含まれます。財産が負債よりも多い、又は同程度ぐらいであれば問題はないのですが、負債のほうが多すぎる時には、相続人で協議しても、誰も相続したくないと考え、遺産分割協議も進みません。ただ、相続が開始したときから相続人の立場ではあるため、早いうちに手を打っておくことが大事です。このような場合に「相続放棄」という手続きがあります。よく聞くのが、「私はこの相続について放棄したからもう大丈夫」と話される方がいますが、他の相続人に対して口頭でのみ伝えている場合が多く聞かれます。これは、いわゆる「法律上の相続放棄」ではありません。法律上の相続放棄とは、家庭裁判所にそのことを申述しなければならず、その申述することによって「初めから相続人でなかったものとみなされる」とされるものです。単に口頭で意思表示をしても、その効果は生じません。

1. 相続放棄の手続き

自己に相続があったことを知ったときから3か月以内に、相続を放棄する旨を被相続人の最後の住所を受け持つ家庭裁判所に申述しなければなりません。

2. 相続放棄の効果

家庭裁判所において相続放棄の申述が受理された場合に、「初めから相続人でなかったものとみなされ」ます。

相続放棄はご自分でもできますが、申述期間がありますので、どうしたら良いか悩んでいるときはできるだけ早めに専門家に相談して頂いてください。

面談による無料相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜午後5時～8時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。